

四日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第34号

四日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第26条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第26条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>(審査請求)</p> <p>第35条 この条例の規定による個人情報の開示、訂正、削除若しくは中止の請求に対する実施機関の決定又は不作為に不服がある者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条各号に定める行政庁</u>に対して、審査請求（行政不服審査法による審査請求をいう。以下同じ。）をすることができる。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第35条 この条例の規定による個人情報の開示、訂正、削除若しくは中止の請求に対する実施機関の決定又は不作為に不服がある者は、<u>当該実施機関</u>に対して、審査請求（<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による審査請求をいう。以下同じ。）をすることができる。</p>

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正は、
公布の日から施行する。

(総務部総務課)